

書評

木山泰嗣著

『究極の思考術

—あなたの論理思考力がアップする「二項対立」の視点15』

法学書院・四六判・1365円（税込み）



「君たちがスラスラ楽に読める文章というのは、書く人が実は苦労して書いているんだ。それだけ、文章と論理を研ぎ澄ましているからなんだ。それに対して、難解な文章というのは、すごいことが書かれていて、学者の論文として優れているように錯覚されるけれど、実は何も磨かれていない文章で、書いている人の能力がないか、怠慢なだけだ。」

これが私の口癖である。そういう私の目の前に、「AかBか」（「二項対立」），このシンプル極まりない思考過程にこそ究極の思考術がある，と論じる本が現れた。

筆者は木山泰嗣弁護士である。木山氏はすでに『弁護士が書いた究極の文章術』『弁護士が書いた究極の勉強法』『弁護士が書いた究極の読書術』という究極シリーズを書かれており、いずれも司法試験受験生にとってのバイブルとなっている。

そこで、この本を是非書評として取り上げたいと思った（理想論）が、すでに「アラ還」になっている筆者の感覚で紹介しても、若い司法試験受験生にはわかりにくいかもしれない（現実論）。そこで、筆者は、今年の新司法試験で合格したMさんとS君の感想を聞き、それを私の書評で紹介すればいいと考えた（形式論と実質論）。

Mさんは「多くの二項対立の視点を新司法試験の勉強に使っていたことに気づき、驚きました。たとえば、『主と従』の中で出てきた『選択と集中』を、わたしは『チャリンチャリン論点』といって使っていました。これはまさに『選択と集中』と同義であり、『チャリン（お金の音）』と聞こえる論点を選んで論文に書くというものです。ビジネスにおいて求められていることにも同じなのだなあ」と驚いている。チャリンという「お金の音」にしてし

まっているのが恐ろしいが、合格者は本書で指摘されている思考術を身につけていたことがわかる。

S君も「『必要性と許容性』、『形式論と実質論』、『原則と例外』等、これらは法律学を論じるにあたり必須のものである。ただ、この概念を今まで論文作成という技術と切り離して考えたことのない司法試験受験生たる私としては、実はこれらの概念が社会一般において相手を説得する上でも必須のものであるということに気づかされる。頭をたたかれた瞬間であった。……これから法律の勉強を始める人、いまひとつこれらの概念を使いこなすのに苦労をしている人は、ぜひこの本を読んでもらいたい。飛躍的に説得力の増した答案の作成が可能になること間違いないしである。……対立概念を最小限の二つに絞ることで思考過程が簡明となり、自己の思考を相手に正確に伝えることができる。自己の思考を相手に正確に伝えることができれば、もう半分相手を説得したも同じである（司法試験においては、この時点で合格である）」と太鼓判を押している。

若い合格者たちから、このような共感を得られる本書は、若い司法試験受験者には強い武器になることは間違いない。しかし、この本はS君を「この本が、今少し早く世に出ていれば、私はロースクールに来る必要はなかった（旧試験で短期合格していた）のではない」かと錯覚させる魔力も持っている。困った本である。効率的だが、講義不要という錯覚を与える副作用を持つ本書を薦めるべきか、それとも適正に講義に出席するよう本書を秘匿すべきか、法科大学院教授としての筆者に「二項対立」の究極の選択を迫るのである。

〔立命館大学法科大学院教授 三木義一〕